

雫石町地域防災計画新旧対照表

令和7年2月

頁	現 計 画	修 正 案																												
2	<p>第4節 雫石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組織</p> <p>雫石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1" data-bbox="256 633 836 860"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>区 分</th> <th>防 災 機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	職 名	区 分	防 災 機 関 名	[略]		[略]	委 員	[略]	[略]	<p>第4節 雫石町防災会議</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 組織</p> <p>雫石町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。</p> <table border="1" data-bbox="868 633 1447 1543"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>区 分</th> <th>防 災 機 関 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">委 員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>陸上自衛隊の自衛官</u></td> <td><u>陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊情報中隊</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>指定公共機関及び指定地方公共機関</td> <td>[略] <u>公益社団法人岩手県看護協会</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>その他防災上特に必要と認める者</u></td> <td><u>雫石町婦人消防協力隊</u> <u>雫石町婦人会</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(1) 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努める。</u></p> <p>第3 [略]</p>	職 名	区 分	防 災 機 関 名	[略]		[略]	委 員	[略]	[略]	<u>陸上自衛隊の自衛官</u>	<u>陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊情報中隊</u>	[略]	[略]	指定公共機関及び指定地方公共機関	[略] <u>公益社団法人岩手県看護協会</u>	[略]	[略]	<u>その他防災上特に必要と認める者</u>	<u>雫石町婦人消防協力隊</u> <u>雫石町婦人会</u>
職 名	区 分	防 災 機 関 名																												
[略]		[略]																												
委 員	[略]	[略]																												
職 名	区 分	防 災 機 関 名																												
[略]		[略]																												
委 員	[略]	[略]																												
	<u>陸上自衛隊の自衛官</u>	<u>陸上自衛隊岩手駐屯地東北方面特科連隊情報中隊</u>																												
	[略]	[略]																												
	指定公共機関及び指定地方公共機関	[略] <u>公益社団法人岩手県看護協会</u>																												
	[略]	[略]																												
<u>その他防災上特に必要と認める者</u>	<u>雫石町婦人消防協力隊</u> <u>雫石町婦人会</u>																													
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p> <p>○ 新たに委員を委嘱したことに伴う追記</p>																													

頁	現 計 画	修 正 案
18	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施</p> <p>広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項</p> <p>町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 広域的な訓練の実施</p> <p><u>ア 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
23	<p>第4節 気象業務整理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山観測施設</p> <table border="1" data-bbox="256 680 834 1162"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td>8</td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	8	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)	<p>第4節 気象業務整理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 観測体制の整備等</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 火山観測施設</p> <table border="1" data-bbox="866 680 1444 1211"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>箇所数</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手山火山観測点</td> <td>9</td> <td>馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計、<u>GNSS</u>)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)、<u>長山篠川原(監視カメラ)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>	施設名	箇所数	設置場所	岩手山火山観測点	9	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計、 <u>GNSS</u>)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)、 <u>長山篠川原(監視カメラ)</u>
施設名	箇所数	設置場所												
岩手山火山観測点	8	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)												
施設名	箇所数	設置場所												
岩手山火山観測点	9	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計、 <u>GNSS</u>)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)、 <u>長山篠川原(監視カメラ)</u>												
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
23	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p>第4節の2 通信確保計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p><u>4 町は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、多様な通信手段の確保、通信ケーブルの地中化の促進、テレビ難視聴区域におけるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進を図るものとする。</u></p> <p>第2 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画		
25	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルスを含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="256 1205 1442 1832"> <tr> <td data-bbox="256 1205 501 1832">避難場所</td> <td data-bbox="501 1205 1442 1832"> <p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(<u>新型コロナウイルス感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受け入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p> </td> </tr> </table>	避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(<u>新型コロナウイルス感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受け入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(<u>新型コロナウイルス感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定</u>)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受け入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>		

頁	修 正 案		
25	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 新興感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など新興感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。</p> <p><u>5 町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 避難場所等の整備等</p> <p>1 避難場所等の整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="256 1205 1442 1832"> <tr> <td data-bbox="256 1205 501 1832">避難場所</td> <td data-bbox="501 1205 1442 1832"> <p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(新興感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p> </td> </tr> </table>	避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(新興感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上(新興感染症等に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定)とし、対象避難地区すべての住民(昼間人口を考慮する)を受入れることができる場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>		

頁	現 計 画
	<p>ア～エ [略]</p> <p>オ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。</p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 町は、指定避難所における<u>新型コロナウイルスを含む感染症</u>の感染拡大防止のため、「<u>新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン</u>」を参考に、感染症対策に配慮した避難所運営に向けた事前準備を進め、災害時における適正な避難所運営に努める。</p> <p>(1) 町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>について、平常時から関係部局が連携して、感染症患者が発生した場合の対応など感染症対策として必要な措置を講じるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等について検討するよう努める。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

頁	修 正 案
	<p>ア～エ [略]</p> <p>オ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>カ～ケ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 町は、指定避難所における新興感染症の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を参考に、感染症対策に配慮した避難所運営に向けた事前準備を進め、災害時における適正な避難所運営に努める。</p> <p>(1) 町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、<u>新興</u>感染症対策について、平常時から関係部局が連携して、感染症患者が発生した場合の対応など感染症対策として必要な措置を講じるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等について検討するよう努める。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

指 定 避 難 所 (収容施設)

番 号	地 区	避難施設名	電話番号 ※1	対 象 地 区	収容可能人員※2	
					通常の 災害時	感染症 対策時
1	雫 石	雫石小学校	692-2203	中町一・二・三、下町一・二・三	980	580
2		雫石中学校	692-0321	林、上町一・二、上町三	1,640	980
3		雫石高等学校	692-3254	谷地、晴山	1,200	720
4		町営体育館	692-5030	高前田一・二	750	450
5		雫石公民館	692-3458	駅前	110	60
6		中央公民館	692-4181	長根、黒沢川、元御所	260	160
7		青少年ホーム	692-0611	中沼、陽和郷	130	80
8		七ツ森小学校	692-0571	板橋、七ツ森、東町、小岩井	560	340
9	御 所	旧大村小学校	692-6572	馬場、大村、男助	310	180
10		鶯宿温泉スポーツセンタ	681-6673	鶯宿、赤滝、外柵沢、柵沢、矢用	590	350
11		老人憩の家鶯宿荘	695-2526		70	40
12		御所小学校	692-2206	天戸、安庭、町場、九十九沢、矢櫃	460	270
13		御所公民館	692-2214	片子沢、籬野	270	160
14	御 明 神	旧橋場小学校	692-6572	橋場、安栖、山津田	350	210
15		旧橋場保育所	692-6489	小赤沢	40	20
16		御明神保育所	692-2315	滝沢、南、天瀬、天川	70	40
17		御明神公民館	692-3228	中南、中島、黒沢、まがき	140	80
18		御明神小学校	692-3204	下春木場、上春木場、和野、上和野、 上野沢、横欠、土橋、岩持、谷地、 下川原	500	300
19	西 山	旧上長山小学校	692-6407	網張、盆花、極楽野、五区、六区	530	310
20		旧西根小学校	692-4181	上西根、八丁野、西根谷地、上駒木 野、駒木野、篠崎	490	290
21		西根保育所	693-2223	葛根田	80	50
22		西山公民館	693-3321	七区、八区、野中	360	220
23		西山小学校	692-2224	小松、林崎	540	320

※1 旧小学校については、施設管理担当の電話番号を掲載。

※2 収容可能人員は、避難スペースの面積に対して、通常の災害時は1人あたり3㎡、感染症対策時はソーシャルディスタンス確保の観点から、1人あたり5㎡を基準として算出。

指 定 避 難 所 (収容施設)

番号	地区	避難施設名	電話番号 ※ 1	収容可能人員※ 2	
				通常の 災害時	感染症 対策時
1	雫石	雫石小学校	692-2203	980	580
2		雫石中学校	692-0321	1,640	980
3		雫石高等学校	692-3254	1,200	720
4		町営体育館	692-5030	750	450
5		雫石公民館	692-3458	110	60
6		中央公民館	692-4181	260	160
7		青少年ホーム	692-0611	130	80
8		七ツ森小学校	692-0571	560	340
9	御所	旧大村小学校	692-6572	310	180
10		鶯宿温泉スポーツセンター	681-6673	590	350
11		老人憩の家鶯宿荘	695-2526	70	40
12		御所小学校	692-2206	460	270
13		御所公民館	692-2214	270	160
14	御明神	旧橋場小学校	692-6572	350	210
15		旧橋場保育所	692-6489	40	20
16		御明神保育所	692-2315	70	40
17		御明神公民館	692-3228	140	80
18		御明神小学校	692-3204	500	300
19	西山	旧上長山小学校	692-6407	530	310
20		旧西根小学校	692-4181	490	290
21		西根保育所	693-2223	80	50
22		西山公民館	693-3321	360	220
23		西山小学校	692-2224	540	320

※ 1 旧小学校については、施設管理担当の電話番号を掲載。

※ 2 収容可能人員は、避難スペースの面積に対して、通常の災害時は1人あたり3㎡、感染症対策時はソーシャルディスタンス確保の観点から、1人あたり5㎡を基準として算出。

災害種別による避難場所及び指定避難所

番号	避難対象地区	避難場所	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	避難所と の重複
1	雫石地区	雫石小学校	○	○	○	○	○	○	○
2		雫石中学校	○	○	○	○	○	○	○
3		雫石高等学校	○	○	○	○	○	○	○
4		町営体育館	○	○	○	○	○	○	○
5		総合運動公園			○	○		○	
6		雫石公民館	○	○	○	○	○	○	○
7		中央公民館		○	○	○		○	○
8		アルペン記念公園			○	○		○	
9		廣養寺			○	○		○	
10		臨濟寺			○	○		○	
11		永昌寺			○	○		○	
12		青少年ホーム		○	○	○		○	○
13		七ツ森小学校	○	○	○	○	○	○	○
14	御所地区	旧大村小学校	○	○	○	○	○	○	○
15		鶯宿温泉スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
16		老人憩の家鶯宿荘	○	○	○	○	○	○	○
17		鶯宿運動場			○	○		○	
18		御所小学校	○	○	○	○	○	○	○
19	御所公民館			○	○		○	○	
20	御明神地区	旧橋場小学校	○		○	○	○		○
21		旧橋場保育所	○		○	○	○		○
22		南農村公園			○	○		○	
23		御明神保育所	○	○	○	○	○	○	○
24		御明神運動場			○	○		○	
25		御明神公民館		○	○	○		○	○
26		御明神小学校		○	○	○		○	○
27	西山地区	旧上長山小学校	○	○	○	○	○		○
28		旧西根小学校	○	○	○	○	○	○	○
29		西根保育所	○	○	○	○	○	○	○
30		西山公民館	○	○	○	○	○	○	○
31		西山運動場			○	○		○	
32		西山小学校	○	○	○	○	○	○	○

【表の見方】 ○：対象の災害発生時に避難場所となる施設又は場所

(注) 1 対象地区は、一応の目安であり、必ずしも限定するものではない。

2 指定避難所の開設にあたっては、災害想定を勘案し、町職員が施設の安全確認や避難者に応じた開放場所の選定など、指定避難所を開設するための事前準備を終えてから順次避難者を誘導するものとする。

災害種別による避難場所及び指定避難所

番号	避難対象地区	避難場所	洪水	土砂災害	地震	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	避難所と の重複
1	雫石地区	雫石小学校	○	○	○	○	○	○	○
2		雫石中学校	○	○	○	○	○	○	○
3		雫石高等学校	○	○	○	○	○	○	○
4		町営体育館	○	○	○	○	○	○	○
5		総合運動公園			○	○		○	
6		雫石公民館	○	○	○	○	○	○	○
7		中央公民館		○	○	○		○	○
8		アルペン記念公園			○	○		○	
9		廣養寺			○	○		○	
10		臨濟寺			○	○		○	
11		永昌寺			○	○		○	
12		青少年ホーム		○	○	○		○	○
13		七ツ森小学校	○	○	○	○	○	○	○
14	御所地区	旧大村小学校	○	○	○	○	○	○	○
15		鶯宿温泉スポーツセンター	○	○	○	○	○	○	○
16		老人憩の家鶯宿荘	○	○	○	○	○	○	○
17		鶯宿運動場			○	○		○	
18		御所小学校	○	○	○	○	○	○	○
19	御所公民館			○	○		○	○	
20	御明神地区	旧橋場小学校	○		○	○	○		○
21		旧橋場保育所	○		○	○	○		○
22		南農村公園			○	○		○	
23		御明神保育所	○	○	○	○	○	○	○
24		御明神運動場			○	○		○	
25		御明神公民館		○	○	○		○	○
26	御明神小学校		○	○	○		○	○	
27	西山地区	旧上長山小学校		○	○	○			○
28		旧西根小学校	○	○	○	○	○	○	○
29		西根保育所	○	○	○	○	○	○	○
30		西山公民館		○	○	○		○	○
31		西山運動場			○	○		○	
32		西山小学校	○	○	○	○	○	○	○

【表の見方】 ○：対象の災害発生時に避難場所となる施設又は場所

(注) 1 対象地区は、一応の目安であり、必ずしも限定するものではない。

2 指定避難所の開設にあたっては、災害想定を勘案し、町職員が施設の安全確認や避難者に応じた開放場所の選定など、指定避難所を開設するための事前準備を終えてから順次避難者を誘導するものとする。

頁	現 計 画
	<p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>4 [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正

頁	修 正 案
	<p>3 避難場所等の環境整備</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p><u>(3) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第4～第7 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>

頁	現 計 画	修 正 案
40	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、<u>民生児童委員</u>、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、<u>民生児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難行動要支援者個別計画の策定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、<u>民生委員・児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>(4)～(6) [略]</p>

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>(7) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難行動要支援者個別支援計画の策定について、社会福祉協議会、<u>民生児童委員</u>、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、<u>民生児童委員</u>、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4～8 [略]</p>	<p>(7) 町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難行動要支援者個別<u>避難</u>計画の策定について、社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。</p> <p><u>(8) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>3 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 町は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、<u>民生委員・児童委員</u>、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(7) 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>4～8 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
44	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等(以下この節において「物資」という。)の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p>第2～第4 [略]</p>	<p>第6節の2 食料・生活必需品等の整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>1</u> 町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等(以下この節において「物資」という。)の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する。</p> <p><u>2</u> <u>町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 [略]</p>
修 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
54	<p>第 10 節 交通施設安全確保計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>第 3 [略]</p>	<p>第 10 節 交通施設安全確保計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 道路施設</p> <p>1 道路の整備</p> <p>災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>町は、緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、必要に応じて、区間を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>第 3 [略]</p>
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
57	<p>第12節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 放射線災害予防対策</p> <p>防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、<u>防災業務従事者</u>に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。</p>	<p>第12節 危険物施設等安全確保計画</p> <p>画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 放射線災害予防対策</p> <p>防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
63	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 雪害予防の普及啓発</p> <p>町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</p> <p>また、町は県が事故防止対策のため、様々収集した情報を受けるものとする。</p>	<p>第14節 雪害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 道路交通の確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 雪害予防の普及啓発</p> <p><u>(1) 町は運転手に対し、雪道を運転する場合、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう周知に努める。</u></p> <p><u>(2)</u> 町は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。</p> <p>また、町は県が事故防止対策のため、様々収集した情報を受けるものとする。</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画												
66	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 土石流対策</p> <p>1 <u>土石流危険渓流</u>等は、101 渓流となっている。 [土石流危険渓流調査表 資料編2-15-1]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策</p> <p>1 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等は、35 箇所となっている。 [急傾斜地崩壊危険箇所調査表 資料2-15-2]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、雫石町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>町で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供 [略] （土砂災害警戒情報の補足情報）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">危険度</th> <th style="text-align: center;">表示</th> <th style="text-align: center;">状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">極めて危険</td> <td style="text-align: center;">濃い紫</td> <td><u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u> （警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非常に危険 【警戒レベル4相当】</td> <td style="text-align: center;">薄い紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の検討が必要な状況）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒 【警戒レベル3相当】</td> <td style="text-align: center;">赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状 況	極めて危険	濃い紫	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u> （警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用）	非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の検討が必要な状況）	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）
危険度	表示	状 況											
極めて危険	濃い紫	<u>すでに土砂災害警戒情報の基準に到達</u> （警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用）											
非常に危険 【警戒レベル4相当】	薄い紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想 （避難指示の検討が必要な状況）											
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想 （高齢者等避難の検討が必要な状況）											

頁	修 正 案												
79	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 土石流対策</p> <p>1 <u>土砂災害警戒区域（土石流）</u>等は、101 溪流となっている。 [<u>土砂災害警戒区域（土石流）</u>調査表 資料編2-15-1]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 急傾斜地崩壊対策</p> <p>1 <u>土砂災害警戒区域（急傾斜）</u>等は、35 箇所となっている。 [<u>土砂災害警戒区域（急傾斜）</u>調査表 資料2-15-2]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>第6 [略]</p> <p>第7 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>1 目的及び発表機関</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、雫石町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。</p> <p>町で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。<u>危険な場所からの避難する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 避難指示等のための情報提供</p> <p>[略]</p> <p>(土砂災害<u>危険度情報</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">危険度</th> <th style="text-align: center;">表示</th> <th style="text-align: center;">状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>災害切迫※</u> <u>【警戒レベル5相当】</u></td> <td style="text-align: center;">黒</td> <td><u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">危険 【警戒レベル4相当】</td> <td style="text-align: center;">紫</td> <td>2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒 【警戒レベル3相当】</td> <td style="text-align: center;">赤</td> <td>2時間先までに警報基準に到達すると予想</td> </tr> </tbody> </table>	危険度	表示	状 況	<u>災害切迫※</u> <u>【警戒レベル5相当】</u>	黒	<u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u>	危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想
危険度	表示	状 況											
<u>災害切迫※</u> <u>【警戒レベル5相当】</u>	黒	<u>大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達</u>											
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想											
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想											

頁	現 計 画		
	注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
	今後の情報等に注意	白	-
	<p>※1 [略]</p> <p>※2 「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>第8～第9 [略]</p>		
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正		

頁	修 正 案		
	注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
	今後の情報等に注意	白	—
	<p>※1 [略]</p> <p>※2 <u>「災害切迫」(黒)</u>：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>第8～第9 [略]</p>		
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正		

頁	現 計 画	修 正 案				
77	<p>第 18 節 農業災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 予防対策</p> <p>1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="256 584 834 887"> <tr> <td data-bbox="256 584 411 887">冷害防止対策</td> <td data-bbox="411 584 834 887"> ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底 </td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>第 3 [略]</p>	冷害防止対策	ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底	<p>第 18 節 農業災害予防計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 予防対策</p> <p>1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="866 584 1444 887"> <tr> <td data-bbox="866 584 1021 887">冷害防止対策</td> <td data-bbox="1021 584 1444 887"> ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底 </td> </tr> </table> <p>2 [略]</p> <p>第 3 [略]</p>	冷害防止対策	ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底
冷害防止対策	ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底					
冷害防止対策	ア 耐冷性品種の導入 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底					
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正					

頁	現 計 画	修 正 案
81	<p>第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町、<u>県</u>及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）※の策定の促進に努める。</p> <p>3 <u>町は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。</u></p> <p>4 町及び商工会は、策定した事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及の促進に努める。</p> <p>5 町は、策定した事業継続力強化支援計画に基づきあらかじめ商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町、<u>県</u>及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。 ア～カ [略]</p> <p>第3 [略]</p>	<p>第20節 事業継続対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）※の策定の促進に努める。</p> <p>3 町及び商工会は、策定した事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及の促進に努める。</p> <p>4 町は、策定した事業継続力強化支援計画に基づきあらかじめ商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</p> <p>第2 事業継続計画の策定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 町及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 町が策定する業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。 ア～カ [略]</p> <p>第3 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
83	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1～第2</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 応援職員の動員</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>第4～第5 [略]</p>	<p>第1節 活動体制計画</p> <p>第1～第2</p> <p>第3 職員の動員配備体制</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 応援職員の動員</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>町は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第4～第5 [略]</p>
修正理由	<p>○ 上位計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	
102	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p>	
	種 類	内 容
気象に関する情報	岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p style="text-align: right;">[雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]</p>
	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

頁	修 正 案	
102	<p>第2節 気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 気象予報・警報等の種類</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 情報の種類</p>	
	種 類	内 容
気象に関する情報	岩手県気象情報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p><u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。</u></p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報が発表される。</u></p> <p><u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。</u></p> <p style="text-align: right;">[雫石町内の雨量観測所一覧表 資料編3-2-1]</p>
	記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>

頁	現 計 画	
	土 砂 災 害 警 戒 情 報 ※1	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p> <p>危険な場所からの<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当。</p>
	早 期 注 意 情 報 (警報級の可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1。</p>

※1 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準 ※2
気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。</p>
	洪 水 注 意 報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。</p>
	雷 注 意 報	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
	乾 燥 注 意 報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表する。</p>
	着 雪 注 意 報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。</p>

頁	修 正 案	
	土 砂 災 害 警 戒 情 報 ※1	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
	早 期 注 意 情 報 (警報級の可能性)	<p>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>※1 <u>土砂災害警戒情報は</u>、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがある。</p>		
<p>ウ 注意報の種類</p>		
種 類		発 表 基 準 ※2
注 意 報	大 雨 注 意 報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	洪 水 注 意 報	<p>上流域での降雨や融雪等による<u>河川の増水により</u>、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	雷 注 意 報	<p>落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。</p>
	乾 燥 注 意 報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。</p>
	着 雪 注 意 報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。</p>

頁	現 計 画	
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表する。
	な だ れ 注 意 報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	土 砂 崩 れ 注 意 報 ※1	大雨、大雪等による土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸 水 注 意 報 ※1	浸水により災害が発生するおそれがあると予想される場合
<p>※1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。</p>		
<p>※2 [略]</p>		
<p>エ 警報の種類</p>		
種 類		発 表 基 準 ※2
気 象 警 報	大 雨 警 報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪 水 警 報		<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
	土 砂 崩 れ 警 報 ※1	大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸 水 警 報 ※1	浸水により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
<p>※1 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。</p>		
<p>※2 [略]</p>		

頁	修 正 案	
	着 氷 注 意 報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
<p>※1 [略]</p>		
<p>エ 警報の種類</p>		
	種 類	発 表 基 準 ※2
警 報	大 雨 警 報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
	洪 水 警 報	<p>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
<p>※1 [略]</p>		

頁	現 計 画								
	<p data-bbox="316 210 879 241">オ キキクル（警報の危険度分布等）の種類</p> <table border="1" data-bbox="276 248 1430 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 248 523 293">種 類</th> <th data-bbox="523 248 1430 293">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="276 293 523 920">土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td data-bbox="523 293 1430 920"> <p data-bbox="539 309 1422 533">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 546 1422 913" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 920 523 1256">浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td data-bbox="523 920 1430 1256"> <p data-bbox="539 936 1422 1160">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1173 1422 1249" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1256 523 1928">洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td data-bbox="523 1256 1430 1928"> <p data-bbox="539 1272 1422 1541">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1554 1422 1921" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p data-bbox="539 309 1422 533">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 546 1422 913" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p data-bbox="539 936 1422 1160">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1173 1422 1249" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p data-bbox="539 1272 1422 1541">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1554 1422 1921" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
種 類	概 要								
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p data-bbox="539 309 1422 533">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 546 1422 913" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 								
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p data-bbox="539 936 1422 1160">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1173 1422 1249" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 								
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p data-bbox="539 1272 1422 1541">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul data-bbox="539 1554 1422 1921" style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 								

頁	修 正 案	
	オ キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等	
種 類	概 要	
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」(紫)：危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」(紫)：危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	

頁	現 計 画	
	流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの<u>雨量分布の予測</u>（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p><u>水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</u></p>
カ 特別警報の種類と発表基準		
気 象 特 別 警 報	種 類	発 表 基 準 ※2
	暴 風 特 別 警 報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p><u>○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</u></p>
	暴 風 雪 特 別 警 報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p> <p><u>○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</u></p>
	大 雨 特 別 警 報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、<u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></p> <p>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</p>
	大 雪 特 別 警 報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</p> <p><u>○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</u></p>
土 砂 崩 れ 特 別 警 報 ※1	<p><u>大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。</u></p> <p><u>○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</u></p>	
<p>※1 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。</p>		

流域雨量指数の
予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

カ 特別警報の種類

種 類		発 表 基 準 ※2
特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ 著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する おそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による 重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる 重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大 雨 特 別 警 報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報には、 大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報 (土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の 安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が 予想される場合。
	大 雪 特 別 警 報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが 著しく大きいと予想されたときに発表する。

頁	現 計 画		
	<p>※2 [略]</p> <p>キ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p>		
	種類	発表基準	内容
	震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 (<u>大津波警報、津波警報又は注意報を</u>発表した場合は発表しない。) 	<p><u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u></p> <p><u>「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</u></p>
	震源・震度情報	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</u> <u>若干の海面変動が予想される場合</u> <u>緊急地震速報(警報)を発表した場合</u> 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
	遠地地震に関する情報	<p><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u></p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※<u>国外で発生した大規模噴火を</u>覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表*。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>※<u>国外で発生した大規模噴火を</u>覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。</p>

頁	修 正 案		
	<p>※<u>1</u> [略]</p> <p>キ 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 地震情報の種類と内容</p> <p><u>町は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</u></p>		
種類	発表基準	内容	
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 (津波警報<u>また</u>は注意報を発表した場合は発表しない) 	<p><u>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u></p>	
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 津波警報・注意報発表<u>または</u>若干の海面変動が予想された<u>時</u> 緊急地震速報(警報)発表<u>時</u> 	<p>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点</u>名を発表。</p>	
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合<u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)</u> 	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を<u>地震発生から</u>概ね30分以内に発表*。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関するも記述して発表。</p> <p>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、<u>噴火発生から</u>1時間半～2時間程度で発表。</p>	

頁	現 計 画					
	長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。				
<p>(ウ) 地震活動に関する解説情報等</p> <p>気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を発表する。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="242 824 641 891">種 類</th> <th data-bbox="641 824 1455 891">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="242 891 641 1227"> 地震解説資料（速報版）（詳細版） </td> <td data-bbox="641 891 1455 1227"> 津波警報等の発表又は震度 4 以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料 </td> </tr> </tbody> </table>			種 類	内 容	地震解説資料（速報版）（詳細版）	津波警報等の発表又は震度 4 以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
種 類	内 容					
地震解説資料（速報版）（詳細版）	津波警報等の発表又は震度 4 以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料					

頁	修 正 案	
	長周期地震動に関する観測情報 ・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、 <u>個別の</u> 地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>(地震発生から10分後程度で1回発表)</u>

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く）</u> <u>・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</u>
<u>地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・岩手県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料（全国詳細版）</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> <u>・地震解説資料（地域詳細版）</u> <u>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。</u>

頁	現 計 画							
	月間地震概況及び週間地震概況	月毎及び週毎（定期）に発表される地震活動状況等に関する資料						
	ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容							
	種 類	内 容						
	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</u></p>						
	(ア) [略]							
	ケ その他							
	[略]							
	(ア) [略]							
	(イ) 指定河川洪水予報							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="247 1863 426 1908"></th> <th data-bbox="426 1863 651 1908">表題（種類）</th> <th data-bbox="651 1863 1449 1908">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="247 1908 426 2078">雫石川洪水予報</td> <td data-bbox="426 1908 651 2078">氾濫警戒情報（洪水警報）</td> <td data-bbox="651 1908 1449 2078"> <p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		表題（種類）	概 要	雫石川洪水予報	氾濫警戒情報（洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>	
	表題（種類）	概 要						
雫石川洪水予報	氾濫警戒情報（洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>						

頁	修 正 案					
	月間地震概況	<p>・<u>定期（毎月）</u></p> <p><u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u></p>				
ク 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容						
火山現象に関する情報等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 488 807 555">種 類</th> <th data-bbox="807 488 1458 555">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 555 807 1133"></td> <td data-bbox="807 555 1458 1133"> <p>○火山活動解説資料</p> <p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報</p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		種 類	内 容		<p>○火山活動解説資料</p> <p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報</p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p>
種 類	内 容					
	<p>○火山活動解説資料</p> <p><u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況</p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報</p> <p><u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p>					
(ア) [略]						
ケ その他						
[略]						
(ア) [略]						
(イ) 指定河川洪水予報						
雫石川洪水予報	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1368 651 1424">表題（種類）</th> <th data-bbox="651 1368 1458 1424">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1424 651 1854">氾濫警戒情報（洪水警報）</td> <td data-bbox="651 1424 1458 1854"> <p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	表題（種類）	概 要	氾濫警戒情報（洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>	
表題（種類）	概 要					
氾濫警戒情報（洪水警報）	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>					

頁	現 計 画	
	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、<u>氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表する。</u></p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの<u>避難が必要とされる警戒レベル4</u>に相当。</p>
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で<u>あり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5</u>に相当。</p>
<p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>		
修正理由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

頁	修 正 案	
	氾濫危険情報 (洪水警報)	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求められる段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫発生情報 (洪水警報)	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>
	<p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	
修 正 理 由	<input type="radio"/> 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
174	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 町の相互協力</p> <p>(1) 市町村の相互協力 ア～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>第10節 相互応援協力計画</p> <p>第1 基本方針 1～3 [略]</p> <p><u>4 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 町の相互協力</p> <p>(1) 市町村の相互協力 ア～オ [略]</p> <p><u>カ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
180	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="256 651 834 1182"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> <td>第3章第1節</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 [略]</p>	項目	内容	町計画の該当章節	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第1節	<p>第11節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 災害派遣時に実施する救援活動 [略]</p> <table border="1" data-bbox="866 651 1444 1182"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>町計画の該当章節</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付^与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> <td>第3章第1節</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 [略]</p>	項目	内容	町計画の該当章節	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付 ^与 及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第1節
項目	内容	町計画の該当章節												
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第1節												
項目	内容	町計画の該当章節												
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付 ^与 及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第1節												
修正理由	○ 所要の修正													

頁	現 計 画	修 正 案
186	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 県本部長及び町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>第12節 防災ボランティア活動計画</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 [略]</p> <p>2 防災ボランティアの受け入れ</p> <p>(1) 県本部長及び町本部長は、社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>活動</u>環境について配慮する。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>

頁	現 計 画	修 正 案
	3～4 [略]	3～4 [略]
修 正 理 由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案								
198	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">町本部長</td> <td> 必要と認める地域の必要と認める住民、<u>地域住民</u>、<u>滞在者</u>その他の者に対する避難のための立退き<u>勧告</u>、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条] </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難者の確認等</p> <p>町職員、消防団員、<u>民生児童委員</u>等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 救出の実施</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 搜索の実施に当たっては、<u>民生児童委員</u>、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p>	実施機関	担 当 業 務	町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、 <u>地域住民</u> 、 <u>滞在者</u> その他の者に対する避難のための立退き <u>勧告</u> 、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]	<p>第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 避難指示等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">町本部長</td> <td> 必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条] </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難者の確認等</p> <p>町職員、消防団員、<u>民生委員・児童委員</u>等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。</p> <p>(7)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救出</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 救出の実施</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 搜索の実施に当たっては、<u>民生委員・児童委員</u>、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 指定避難所の設置、運営</p>	実施機関	担 当 業 務	町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]
実施機関	担 当 業 務									
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、 <u>地域住民</u> 、 <u>滞在者</u> その他の者に対する避難のための立退き <u>勧告</u> 、指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]									
実施機関	担 当 業 務									
町本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示 [水防法第29条、災害対策基本法第60条]									

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営 ア～ウ [略]</p> <p>エ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者の把握 ア [略]</p> <p>イ <u>民生児童委員</u>、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>8～9 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 指定避難所の運営 ア～ウ [略]</p> <p>エ 町本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、<u>必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>オ～ケ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 避難所以外の在宅避難者に対する支援</p> <p>(1) 在宅避難者の把握 ア [略]</p> <p>イ <u>民生委員・児童委員</u>、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否確認に努め、把握した情報を町本部長に提供する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>8～9 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
289	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 町の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信連絡確保対策</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 移動無線、携帯無線の活用 有効適切な通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線等の活用を図る。</p> <p>ア 雫石町役場</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 衛星携帯電話<u>3</u>台</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>第1節 地震災害対策計画</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 町の活動体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 通信連絡確保対策</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 移動無線、携帯無線の活用 有効適切な通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線等の活用を図る。</p> <p>ア 雫石町役場</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 衛星携帯電話<u>6</u>台</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案								
295	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山の概況</p> <p>本町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の2火山である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山に岩手山及び秋田駒ヶ岳は選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが24時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>第3 情報収集及び伝達体制</p> <p>1～2 [略]</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="256 1077 834 2074"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 1077 362 1173">種類</th> <th data-bbox="362 1077 834 1173">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 1173 362 2074">噴火警報</td> <td data-bbox="362 1173 834 2074"> 噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。	<p>第2節 火山災害対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山の概況</p> <p>本町に影響を与える火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳の2火山である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山調査研究推進本部によって選定された50火山に岩手山及び秋田駒ヶ岳は選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターが24時間体制で常時観測・監視している。</p> <p>第3 情報収集及び伝達体制</p> <p>1～2 [略]</p> <p>(1) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="866 1077 1444 2074"> <thead> <tr> <th data-bbox="866 1077 971 1173">種類</th> <th data-bbox="971 1077 1444 1173">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="866 1173 971 2074">噴火警報</td> <td data-bbox="971 1173 1444 2074"> 噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 <u>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む町に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 <u>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む町に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</u>
種類	内 容									
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。									
種類	内 容									
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 <u>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む町に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</u>									

本編 第4章 特殊災害対策計画

頁	現 計 画		修 正 案	
297	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに<u>周知</u>するために発表する。</p>	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに<u>お知らせ</u>するために発表する。</p>
		(2)～(4) [略]		(2)～(4) [略]
		3～5 [略]		3～5 [略]
		第4～第5 [略]		第4～第5 [略]
修正理由	○ 所要の修正			

頁	現 計 画	修 正 案
313	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～5 [略]</p> <p>第2～第14 [略]</p>	<p>第3節 原子力災害対策計画</p> <p>第1 基本方針 1～5 [略]</p> <p><u>6 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。</u></p> <p>第2～第14 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
330	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>6～9 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>	<p>第2節 生活の安定確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 被災者の生活確保</p> <p>1～4</p> <p>5 被災者生活再建支援制度の活用</p> <p><u>町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>6～9 [略]</p> <p>第3～第4 [略]</p>
修正理由	○ 上位計画の修正に伴う修正	

